

# 契 約 書

番 号 年度 ( ) 第 号

件 名

場 所 名張市 下比奈知 外 地内

履 行 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

契 約 単 価 下表のとおり (税抜き)

品 名 等	10kg 当りの 単 価

支 払 方 法 納入の都度支払い

支 払 期 限 請求後 30 日以内

契 約 保 証 金 免 除

上記のとおり、契約を締結し、名張市上下水道事業契約規程（昭和55年企業管理規程第2号）によって互いに契約を履行する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

発 注 者 三重県名張市鴻之台1番町1番地  
名張市（上下水道事業）  
名張市長 北川 裕之 印

受 注 者 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の物品単価契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書等に従いこれを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(納入の指示等)

第3条 受注者は、発注者又は発注者の指定する職員（以下「担当職員」という。）の発行する単価契約発注伝票等により物品を納入しなければならない。

2 発注者は、前項に規定する担当職員を定めたときは、書面により受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、第1項の単価契約発注伝票等により注文のあった日から発注者の指定する日までに指定の場所に納入しなければならない。

4 受注者は、前項により物品を納入するときは、納品書を添え、発注者に通知しなければならない。

(検査)

第4条 発注者は、納品を受けた時は、受注者の立合いのもとに検査を行うこととする。

(消費税額等)

第5条 単価には、消費税及び地方消費税を含まないため、調達にあたっては、本体価格の総額に対し、消費税及び地方消費税（円未満切捨て）を加算する。

(疑義等の決定)

第6条 この契約について疑義のあるとき、またはこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上決定するものとする。